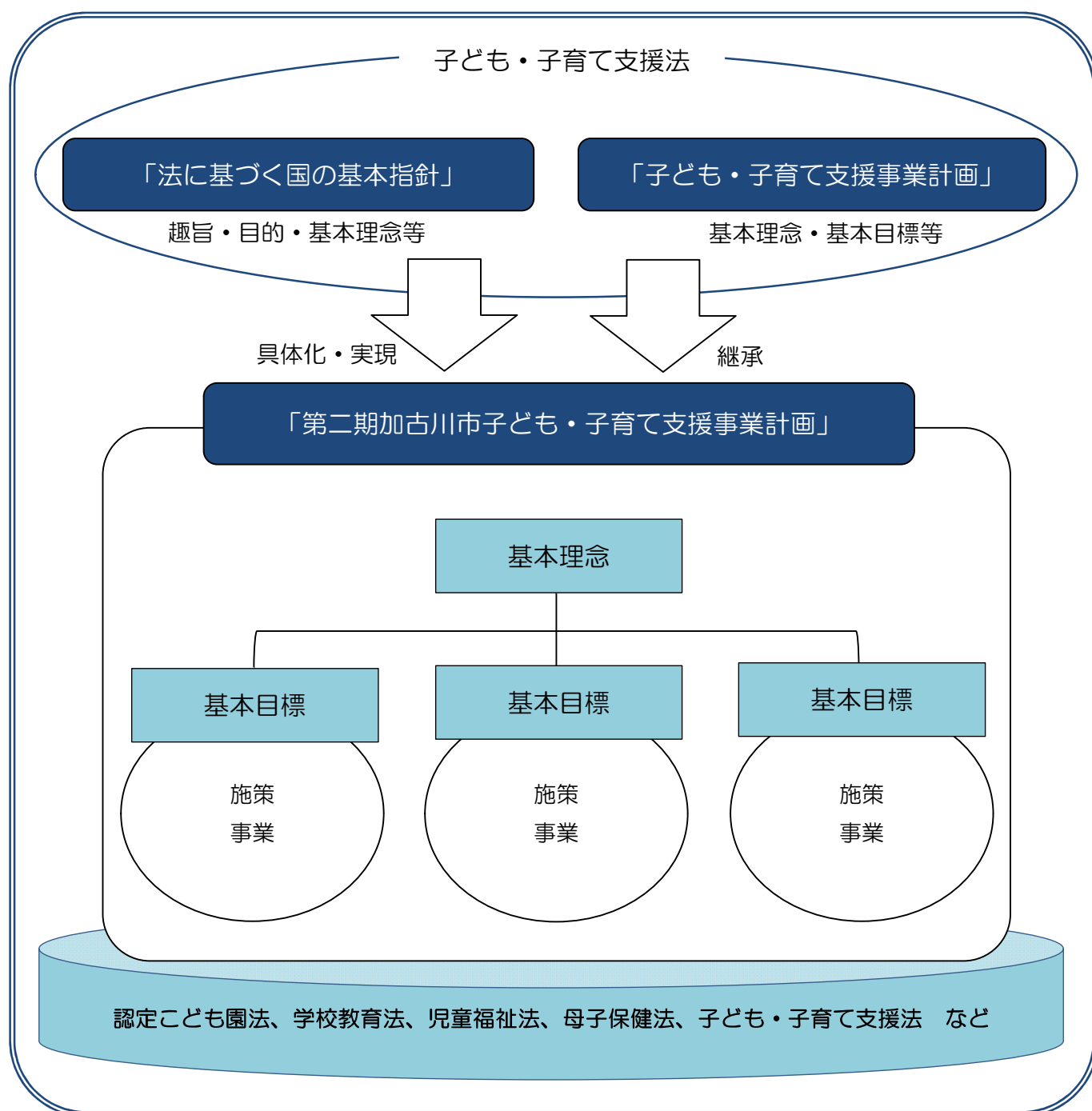


(仮称) 第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本目標
の設定について (案)

1 設定にあたっての基本的な考え方

本市のこれまでの子育て支援施策の展開にあたって、その方向性を定めていた「加古川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や基本目標を継承しつつ、子ども・子育て支援法で規定される基本理念や、国の基本指針で掲げられている子ども・子育て支援新制度の趣旨・目的などを具体化し、実現していくことを踏まえ、「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や基本目標を設定することとします。



2 基本理念

本市では、「誰もがこのまちで子育てをしたい」、「子どもを育てるなら加古川市に住みたい」と思っただけのようなまちづくりを目指し、行政として地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を質・量ともに充実させる取り組みを進めてきました。引き続き、これらの取り組みを進め、家庭や学校、地域などすべての人々が協働して子育てを支えあい、未来を担うかけがえのない存在である子どもの健やかな成長を見守りはぐくんでいく社会を実現するため、本計画の基本理念を「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～」とします。

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川
～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～

3 基本的な視点

基本理念の実現に向け、子育て支援を行う上で重要な「子ども」、「親・保護者」、「地域・社会」の3つの視点から、基本目標を設定し、事業計画を進めます。

視点（1） 『子どもの視点』

子育て支援においては、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、一人一人の子どもの視点に立った教育・保育や子育て支援事業を実施することが重要であり、その内容や水準が良質かつ適切となるように取り組んでいくことが大切です。

視点（2） 『親・保護者の視点』

子育てにおいて、子どもの保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、より良い親子関係を形成し、ひいては子どものより良い育ちや健やかな成長の実現が図られるように取り組んでいくことが大切です。

視点（3） 『地域・社会の視点』

子どもが健やかに成長することのできる社会の実現には、親・保護者といった家庭のみならず、行政や学校、地域、職域その他の社会のあらゆる人が、それぞれの役割を果たし、相互に協力して子育てを支えることができるように取り組んでいくことが大切です。

4 基本目標

《基本目標（1）》

『子どもの視点』

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

子どもの発達は、乳児期、幼児期、そして学齢期へと、連続性を有するものであるとともに、個人差が大きいものであることから、『子どもの視点』に立ち、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育の提供や子育て支援の充実に取り組んでいきます。

《基本目標（2）》

『親・保護者の視点』

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

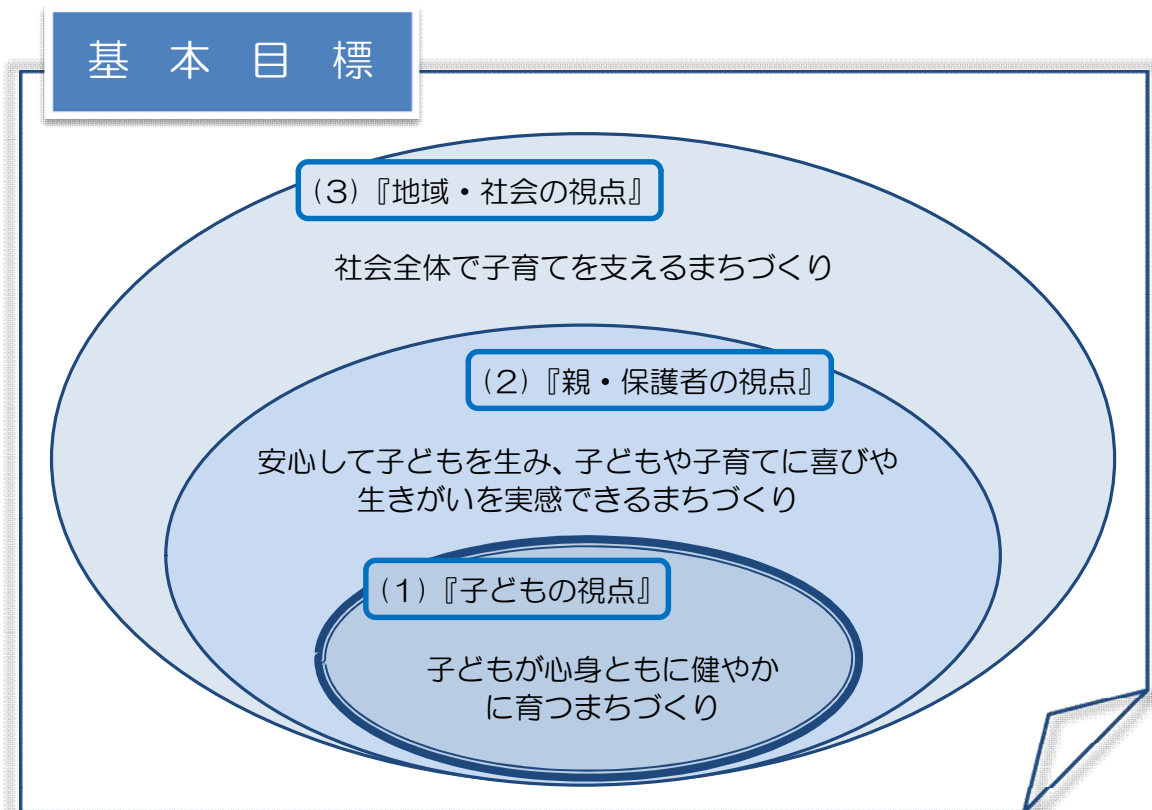
子育てに対する不安や孤立感を和らげるための相談体制の充実や、親同士が気軽に交流できる場の充実、安心して子どもを預けられる環境の整備などに取り組んでいきます。

《基本目標（3）》

『地域・社会の視点』

社会全体で子育てを支えるまちづくり

地域における子育てボランティアの発掘・育成や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）など、地域におけるさまざまな子育て支援の充実を図ります。また、雇用環境の整備を促し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発や情報提供などの推進に取り組んでいきます。



5 子ども・子育て支援事業計画体系図

基本理念

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川
～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～



基本理念の実現に向けた3つの視点に基づく基本目標の設定

基本目標（1）

『子どもの視点』

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

基本目標（2）

『親・保護者の視点』

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

基本目標（3）

『地域・社会の視点』

社会全体で子育てを支えるまちづくり



3つの視点に基づく基本目標の達成に向けた事業の実施
⇒教育・保育提供区域ごとの「量」と「質」の確保

教育・保育事業

- 教育保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- 地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）
- 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）

その他の取り組み（任意記載事項等）

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携（児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランス） など

<参考①：子ども・子育て支援法に規定されている基本理念>

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

<参考②：子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針に記載されている趣旨・目的等>

○法（子ども・子育て支援法）は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを療育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としている。

○子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達を保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

○また、法は、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸施策との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

○子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

○しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

○このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。